

議案第十五号

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十四号）
の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

附 則

この規則は、令和八年四月一日より施行する。

退職等年金	短期掛金	福祉掛金	介護掛金	雇用保険	計

を

退職等年金	短期掛金	福祉掛金	介護掛金	子育て支援	雇用保険	計

に改める。

(説明)

地方公務員等共済組合法が改正され、令和8年4月から子ども子育て支援納付金を徴収することに
伴い、規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十四号）

新	旧
附 則 この規則は、令和八年四月一日から施行する。	